注９　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［(注12)・(注13)　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［(注１）～（注８）　略］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注10～注12　略］

注９　［同左］

ア　［同左］

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(注12)・(注13)　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［(注１）～（注８）　同左］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注10～注12　同左］